

実は、幼稚園も長く預かってもらえるんです！

～働きながら、3歳から幼稚園という選択～

幼稚園は、学校教育法に定められた「学校」のひとつです。近年は「預かり保育」を実施して、長い時間子どもを預かる園が増えています。

0歳から2歳では保育施設にお預けになっていても、3歳からは特色ある教育を行う幼稚園という選択肢もあります。



～預かり保育とは？～

- 幼稚園の通常の教育時間（主に9時から14時）の前後（朝・夕方）に、お子さんを引き続きお預かりして、教育活動等を行うものです（保育所という「延長保育」です）。
- 園によっては、土曜・長期休業中（夏休みなど）も実施しています。一時的な利用はもとより、お仕事をしながらお子さんを幼稚園に預けることも可能です。
- 原則的に、その園に通園しているお子さんが預かり保育の対象となります。
- 預かり保育の利用料は、就労等による「保育の必要性」について区から認定を受けることにより、一部助成を受けることができます。

～どの園が、何時まで？～

区内の全ての幼稚園で預かり保育を実施しています。

実施時間や長期休業中の預かりの有無など園ごとに異なりますので、詳しくは区のホームページをご覧ください。各園にお問合せください。

足立区私立幼稚園のご案内 ⇒



問合せ

幼稚園・地域保育課 私立幼稚園第一・第二係
☎ 3880-6147 FAX 3880-5703

小規模保育、家庭的保育（保育ママ）の3つのいいね！

1 少人数でいいね！

アットホームな保育環境で、一人ひとりに寄り添った、きめ細かな保育を行っています。異年齢保育で、まるできょうだいのように育ちます。小規模保育では6～19人を、家庭的保育（保育ママ）では最大5人のお子さんをお預りします。
※ 小規模保育では、年齢ごとに過ごしている園もあります。

2 区のサポートでいいね！

区の専門職員が巡回し、お子さんの様子を見たり、聞いたりしながら保育のアドバイスをしています。また、保育力アップの研修なども行い、保育士、保育ママはスキルアップ！

3 先行利用調整でいいね！

2歳児クラスを卒園した後の預け先は、先行利用調整制度（P77）で区がサポートします。内定率約80%！

保護者インタビュー

■ 小規模保育

0歳児から2歳児は家庭的な環境がよく小規模保育を選びました。少人数なので先生と子どもの距離が近く、お迎え時に先生や子どもの顔を見ることができて、子どもも安心して通っています。園庭はありませんが、近くの公園にたくさん連れて行っていただけたところがとても魅力的です。



室内遊びの様子

■ 家庭的保育（保育ママ）

子どものことをしっかりみてくれる安心感から保育ママに決めました。保育ママは子育ての悩みごとにも親身になってくれるので、親のように頼りになる存在です。人見知りをする子どもですが、少人数でお友だちと遊んでいる様子がとても楽しそうに見え、預けてよかったです。



保育ママと遊ぶ

小規模保育と家庭的保育（保育ママ）の
1日の動画はこちら⇒



問合せ

幼稚園・地域保育課 地域保育係
☎ 3880-5428 FAX 3880-5703

➤ 就学前の教育・保育施設

幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認証保育所の各施設一覧は別冊『子育て施設ガイドマップ（裏面）』に掲載しています。

	幼稚園（区内は全て私立）		認定こども園（区立・私立）	
	新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行した幼稚園	『短時間利用』の場合	『長時間利用』の場合
主な特徴	・幼児期の教育を行う学校教育法に基づく学校 ・夏・冬・春休みあり		・幼児教育を行う ・夏・冬・春休みあり ・区立園は区民のみ利用可能	・幼児教育を行うほかに保育サービスも併せて提供する ・区立園は区民のみ利用可能
必要な認定	不要	1号認定	1号認定	2号認定 3号認定
入所選考	各園が選考		私立：各園が選考 区立：区が選考	区が利用調整 ※1 ※5
対象年齢	満3歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる）		満3歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる） 区立園は4、5歳児のみ	0歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる）
利用できる時間	4～5時間が基本（各園により預かり保育あり）		4～5時間が基本（各園により預かり保育あり）	各園の基本保育時間を超えると延長保育
保育料	無償（最大月額3.3万円まで。各園が定める別途費用あり）		無償（私立認定こども園は最大月額3.3万円まで。各園が定める別途費用あり）	区が保護者または世帯の住民税額等で決定、ただし、0～2歳児の第2子以降と3～5歳児は無償（各園が定める別途費用あり）
利用申請先（入園申込）	希望園		私立：希望園 区立：保育・入園課	保育・入園課

区ホームページでも「保育施設・幼稚園」を紹介しています。



認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）の入園申込については、保育施設利用申込案内をご覧ください。区ホームページからもダウンロードできます。毎年10月下旬頃に翌年度の利用申込案内を発行します。



問合せ 保育・入園課 入園第一係～第三係
☎ 3880-5263 FAX 3880-5703

	認可保育所（区立・私立）	小規模保育（私立）	家庭的保育（保育ママ）（私立）	認証保育所（私立）
主な特徴	子どもの成長や発達過程を踏まえた保育を実施	・少人数（6～19人）のお子さんをお預かりする ・家庭的な環境に近い保育を実施 ・給食あり	・少人数（5人以下）のお子さんを家庭的保育者の自宅等でお預かりする ・家庭的な環境で保育を実施 ・給食あり ※3	・東京都が定める基準を満たした保育施設 ・13時間以上の開所、利用者と保育所の直接契約等多様な保育ニーズに対応
必要な認定	2号認定 3号認定	2号認定 ※2 3号認定		不要
入所選考	区が利用調整 ※1 ※5	区が利用調整 ※1 ※5		各園が選考
対象年齢	0歳から小学校入学前まで（各園により利用可能年齢は異なる）	・0歳から2歳児（各園により利用可能年齢は異なる） ・3歳児以降、保育施設に入所する場合は、再申込が必要（先行利用調整を実施 ※4）		A型…0歳から小学校入学前まで B型…0歳から2歳児まで（各園により利用可能年齢は異なる）
利用できる時間	開所時間の範囲内（短時間認定の場合8時30分から16時30分を超えると一時延長保育料が必要）	開所時間の範囲内（短時間認定の場合8時30分から16時30分を超えると一時延長保育料が必要）	開所時間の範囲内（短時間認定の場合8時30分を超えると一時延長保育料が必要）	開所時間の範囲内（契約した時間を超えると延長保育）
保育料	区が保護者または世帯の住民税額等で決定、ただし、0～2歳児の第2子以降と3～5歳児は無償（別途費用がかかる場合あり）	区が保護者または世帯の住民税額等で決定（別途費用がかかる場合あり） ただし、0～2歳児の第2子以降は無償		・各園が利用時間等で決定 ・区の保育料負担軽減制度あり
利用申請先（入園申込）	保育・入園課			希望園

※1 利用調整：ご提出いただいた書類をもとに、区が定める基準により保育の必要性を指数化して優先順位をつけ、指数の高い順に利用できる施設を区が調整した上で決定すること。

※2 2号認定のうち2歳児クラスに該当する方のみ利用可能。

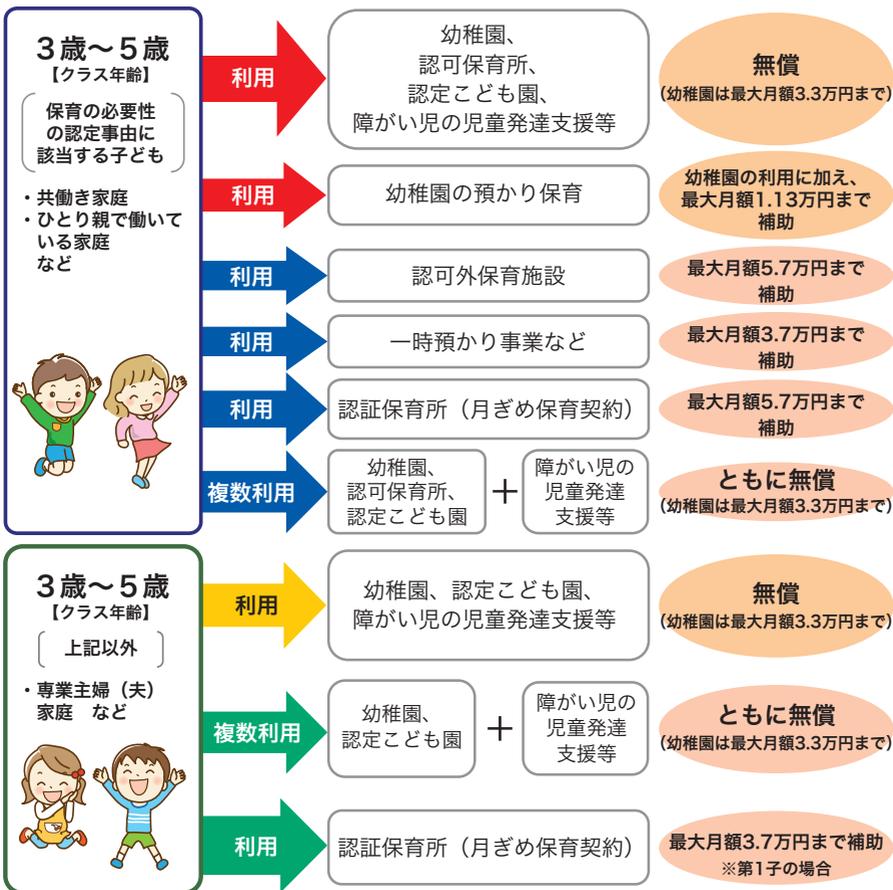
※3 アレルギーがあるお子さんは、ミルク、弁当、おやつなど持参することが必要。

※4 先行利用調整：卒園後も継続して保育が必要な保護者のために4月入所の一般申込受付に先行して、利用調整を実施すること（ただし、メリーポピンズ北千住ルーム（小規模保育）については、卒園後に北千住どろんこ保育園で受け入れを行っているため、先行利用調整は申し込みできません）。

※5 多子世帯の場合は、利用調整の際に指数加点があります。

幼児教育・保育の無償化

子育て世帯の負担を軽減しながら、子どもたちに質の高い幼児教育や保育の機会を保障できるよう、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。下の図は主な例です。



※1 0歳から2歳までについても、第2子以降は無償化の対象です(一時預かり事業などを除く)。また、住民税非課税世帯については、0歳から2歳までの第1子についても上記と同様の考え方により無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、最大月額6.7万円まで無償)。

※2 延長保育については無償化の対象外です。

※3 障がい児の児童発達支援等は、0歳から2歳までについても区独自に無償化の対象とします。

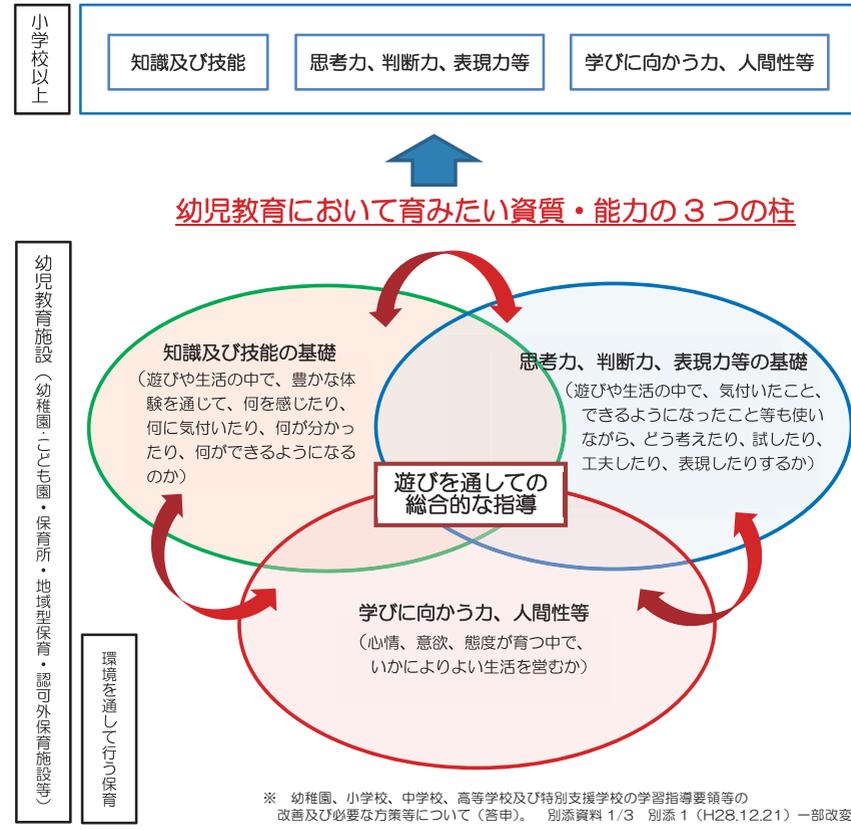
(注1) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な保育料)も対象。



無償化の対象となる範囲や要件等については区のホームページをご確認ください。

幼児教育で育みたい資質・能力

幼児教育では、遊びや生活の中で、主体的に考えることや行動できるようになることが、人としての学びの基礎であると考えています。そのため、幼稚園・保育園の双方で、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を育みたい資質・能力の3つの柱として総合的な指導を行うことが求められています。



教育・保育の質の向上

足立区では就学前施設等の教育・保育についてわかりやすくまとめた「足立区教育・保育の質ガイドライン」及び別冊「保育実践振り返りシート」を作成し保育施設や幼稚園等での活用を進めています。

問合せ 子ども施設指導・支援課 指導調整係 ☎ 3880-5395 FAX 3880-5641



一時的に保育施設にお子さんを預けたいとき

保護者の通院、リフレッシュしたいとき、病気やケガの回復期のお子さんを仕事
が休めず預けたいときなどにご利用ください。延長の有無については各施設にお問
い合わせください。いずれも事前登録が必要です。

保育施設の 一時保育 一人あたり1時間 500円 (給食代・おやつ代別) 裁判員の場合は無料 (給食代・おやつ代別)	コンビプラザ東和三丁目 保育園(東和) ☎ 5613-8070	6か月以上～就学前 月～土 8:30～18:30
	新田保育園(新田) ☎ 3911-0977	1歳～就学前 月～金 8:30～16:30
	中部ひまわり保育園(関原) ☎ 5845-5702	
	聖母のさゆり保育園(東和) ☎ 3620-5309	6か月以上～就学前 月～金 8:30～17:30
	あやせパール園(東綾瀬) ☎ 5613-8851	
	足立このみ保育園(江北) ☎ 3896-2044	
	ステラ千住ふたば保育園(千住) ☎ 6812-0800	1歳～就学前 月～金 8:00～17:00
区立保育園14園 (子育て施設ガイドマップ参照)	1歳～就学前 <千住あずま・中央本町・保木間> 月～金 8:30～17:00 <上記以外の11園※1> 月～金 9:00～16:00	
足立区内の東京都認証保育所 (子育て施設ガイドマップ参照)	0歳～就学前 月～土 8:00～18:00 ※2	
小規模保育・家庭的保育(保育ママ) (子育て施設ガイドマップ参照)	0歳～就学前 月～土 7:30～18:30 ※2	
子育てサロンの 一時預かり	子育てサロン西新井 (ギャラクシティ内) ☎ 3858-3431 (子育て施設ガイドマップ参照)	区内在住の6か月～3歳までの乳幼児 月～金 10:00～16:00 1人あたり1時間500円

区ホームページに「一時保育」の情報を掲載しています。

※1 伊興保育園、大谷田第一保育園、加賀保育園、上沼田保育園、辰沼保育園
中島根保育園、東綾瀬保育園、東花畑保育園、緑町保育園、本木保育園、本木東保育園
※2 対象年齢、時間等は、施設により異なります。区ホームページをご確認ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomo-unei/k-kyoiku/kosodate/ichiji-ichiji.html>



問合せ

保育・入園課 保育調整係
☎ 3880-5872 FAX 3880-5662

病児保育	東部地域病院病児保育室 くるーばー (東部地域病院内・葛飾区亀有 5-14-1) ☎ 5682-5121 FAX 5682-5122	医師の証明が必要 (足立区病児・病後児保育医師連絡票) 生後6か月～小学3年生 給食なし 月～金 8:30～18:00 1日2,000円 ※ 保護者等の所得により、減額免除の制度あり 事前登録制です
病後児保育 ※ 生活保護世帯は 無料 (給食・おやつ代含む) 証明書の提出が必要	病後児保育室「すくすくルーム」 (区立あやせ保育園内) ☎ 5697-5401 FAX 3628-5722	医師の証明が必要 (足立区病児・病後児保育医師連絡票) 1歳～就学前 給食あり 月～金 8:30～18:30 1日2,200円(給食代・おやつ代別) 土 8:30～13:00 1日1,750円(給食代・おやつ代別) 事前登録制です
	病後児保育室げんき (西新井きらきら保育園内) ☎ 5888-9163 FAX 5888-9164	医師の証明が必要 (足立区病児・病後児保育医師連絡票) 1歳～就学前 給食あり 月～金 7:30～18:30のうち 8時間 1日2,500円 事前登録制です
認証保育所での 休日保育	千住あさひ共同保育園(千住旭町) ☎ 3879-7101 FAX3879-7101	休日に保育を必要とする理由は 問いません。 予約制です 8:00～17:00は2,500円 給食や延長保育は施設により異なり ます。各保育所に直接お問い合わせ ください。
	ぱんだ保育園(伊興本町) ☎ 3857-1805 FAX3857-1806	
	なのはな共同保育所(栗原) ☎ 3887-2441 FAX3887-2441	
年末保育	一部の区立保育園で実施 実施園は10月ごろあだち広報で お知らせします。	保護者の仕事により年末に子どもを 預けたいとき。 12/29、12/30(7:30～18:30) (日曜日にあたる場合は除く) 1日2,200円(給食代・おやつ代別。 弁当持参の場合あり)
	一部の認証保育所で実施。 実施園は10月ごろあだち広報で お知らせします。	年末に子どもを預けたいとき。 保育を必要とする理由は問いません。 12/29、12/30、12/31 (日曜日にあたる場合は除く) 8:00～17:00は2,500円 給食や延長保育は施設により異なり ます。

① 一時的にご自宅等でお子さんを預かってほしいとき

あだちの子育てを応援しています

「子ども預かり・送迎等支援事業」と「あだちファミリー・サポート・センター事業」では、地域の子育て経験者が、子育てを応援するためにサポーター(※)として日々活動しています。

※ 区が定める子育てに関する研修を受講済み。

① 子ども預かり・送迎等支援事業 事前登録制です

小学生までの子育てをしている家庭を対象に、ご自宅または子育てホームサポーター宅で、お子さんの預かりや保育施設等への送迎を行います。

【支援内容】

支援内容	対象	内容
預かり支援	0歳から小学生まで	保護者宅または、子育てホームサポーター宅における一時的な預かり
送迎支援	0歳から小学生まで	お子さんの保育施設等への送迎
育児補助	3歳未満 (多胎児・多子は就学前)	お子さんの授乳やおむつ交換、着替え補助、保護者が用意した食事や飲み物の提供など、身の回りの世話の補助
家事補助	2歳未満	お子さんの養育のために行う掃除、洗濯、簡単な調理、整理・整頓などの家庭の補助

※ 育児補助・家事補助は、保護者がお子さんと一緒にご自宅にいる時の支援です。

【利用時間・利用料金】 (1時間・子ども1人あたり)

	時間帯	平日	土・日・祝日 (12/29～1/3を除く)
基本時間	8:00～18:00	500円	800円
基本外時間	6:00～8:00 18:00～22:00	800円	800円

※ 平日の利用で「基本時間」と「基本外時間」をまたぐ場合、基本外時間の利用料金が適用されます。

【年間登録料】 2,400円 (一家庭、一事業者につき)

【申込先】 委託事業者 9:00～17:00 (土日祝日除く)

事業者名	住所	電話
ぼぼらーと	入谷 1-16-13-101	3857-6571
ぶらちなくらぶ	加平 1-8-23	5697-9204
センター事業団	西新井栄町 1-10-6-201	5647-8038



② あだちファミリー・サポート・センター事業 事前登録制です

地域において子育てを支援したい提供会員と支援を受けたい利用会員を結びつける事業です。お子さんの預かりや保育施設等への送迎を行います。

【支援内容】

支援内容	対象	内容
預かり支援	月齢6か月から小学生まで	原則、提供会員宅における一時的な預かり
送迎支援	月齢6か月から小学生まで	保育施設等と援助活動を行う場所との間の送迎

【利用時間・利用料金】 (1時間・子ども1人あたり)

	時間帯	平日	土・日・祝日
基本時間	8:00～18:00	500円	800円
基本外時間	6:00～8:00 18:00～22:00	800円	800円
送迎のみ(1時間以内) ※ 曜日・時間にかかわらず		500円 (送迎1回につき)	

※ 平日の利用で「基本時間」と「基本外時間」をまたぐ場合、基本外時間の利用料金が適用されます。

【年間登録料】 無料

【申込先】 委託事業者 8:30～17:15 (土日祝日除く)

事業者名	住所	電話
足立区社会福祉協議会 あいあいサービスセンター	西新井 2-11-4	3856-0274

問合せ

子ども政策課 子育て応援係
☎ 3880-0719 FAX 3880-5641



コラム ふたつのサービス、違いはどこ?

	①子ども預かり・送迎等支援事業	②あだちファミリー・サポート・センター事業
利用までの流れ	事業者が利用者宅を訪問し、支援内容を確認後、登録	利用会員登録説明会に参加し、登録後日顔合わせを行い、利用開始
年間登録料	2,400円	無料
預かりを行う場所	利用者宅または支援者宅	原則支援者宅
支援者	固定ではありません。依頼日時や依頼内容に応じて事業者が手配します。	固定です。事前に顔合わせをした支援者との日程調整が必要です。

ベビーシッター利用料金の補助

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。

【対象児童】 0歳～就学前

【補助上限時間】 児童1人につき年度あたり144時間まで
多胎児（ふたご・みつご等）の場合児童1人につき年度あたり288時間まで

【補助上限額】 ① 日中 午前7時から午後10時までの利用分：1時間あたり2,500円
② 夜間 午後10時から午前7時までの利用分：1時間あたり3,500円

【対象利用料】 ベビーシッター保育サービス利用料のみ

制度や申請方法等、詳しくは区のHPをご確認ください。



問合せ

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係
☎ 3880-8013 FAX 3880-5703

ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）

待機児童の保護者又は育児休業を1年間取得した後、復職する保護者に対し、認可保育所等に入所するまでの間、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助します。

【対象となる方】 ① 認可保育所等の0～5歳児クラスに入所申込みをしたが、お子さんが入所待機となっている方
② 認可保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、お子さんの1歳の誕生日から復職し、翌年度1歳児クラスの4月入所申込みを行う方

【利用時間】 ① 保育短時間認定 … 1日8時間かつ月160時間まで
② 保育標準時間認定 … 1日11時間かつ月220時間まで

【対象利用料】 ベビーシッター保育サービス利用料のみ

【利用料金】 1時間あたり150円

制度や申請方法等、詳しくは区のHPをご確認ください。



問合せ

保育・入園課 入園第一係～第三係
☎ 3880-5263 FAX 3880-5703

お子さんをお泊まりで預けたいとき

保護者が病気や出産等でお子さんの養育ができないときに、児童養護施設又は養育協力家庭宅でお子さんを預かり、養育します。

※ 宿泊を伴わない日帰りのご利用はできません。

施設型・在宅型こどもショートステイ事業

利用を希望する1週間前までにお申し込みください。ただし、施設の空き状況等により利用できない場合があります。緊急の場合はご相談ください。

【対象児童】 1歳6か月～12歳（小学生まで）

【利用日時】 年末年始（12/29～1/3）を除く毎日

原則として1か月につき6泊以内

【利用料金】 ① 生活保護世帯 1泊1,000円
② ひとり親世帯で児童育成手当受給中の住民税非課税世帯 1泊1,000円
③ その他の世帯 1泊3,000円

【利用内容】 食事や入浴等身の回りの世話など

施設型の宿泊施設	児童養護施設 クリスマス・ヴィレッジ	西新井本町 4-13-16	☎ 3856-1599
在宅型の宿泊施設	区内外の養育協力家庭		

問合せ

こども家庭相談室 こども家庭相談課
☎ 3852-3535 FAX 3889-3400

コラム

福祉まるごと相談課

仕事や生活、家庭の悩み・困りごとなど、分野や内容を問わず、誰でも・何でもご相談できます。丁寧にお話を受けとめ、困りごとを整理し、各専門分野と連携した支援につなぐなど、どうすれば解決できるかを一緒に考えていきます。

- ・複数の悩みや困りごと
- ・相談先がわからない。
- ・窓口まで行けない。
- ・相談に“ためらい”“不安”がある。



問合せ

福祉まるごと相談員直通 東部拠点担当 ☎3880-5705 FAX 3880-5714
西部拠点係 ☎5888-4571 FAX 3880-5614

▶ 私立幼稚園の助成制度

私立幼稚園等に通園する園児保護者の経済的な負担を軽減するために、保育料等と入園料の一部を補助しています。

私立幼稚園等園児保護者補助金

【対象者】 下記の要件を満たす方

保護者・園児の住民登録地が足立区内にあり、現にそこに居住し、そこから通園していること

【申請手続き】

4月下旬から5月上旬の間に幼稚園から申請書を配布します。なお、区外園に通園されている方は、入園後に幼稚園・地域保育課までお問い合わせください。

【補助額】

- ・保育料……月額 33,000 円まで補助
 - ・教材費・冷暖房費・施設整備費……保育料が月額 33,000 円未満の園で園則に定めている場合に 33,000 円との差額の範囲内で補助
 - ・給食費……月額 7,500 円まで補助
 - ・入園料……100,000 円まで補助
- ※ 園により自己負担が発生する場合があります。

【支給方法・支給時期】

- ・保育料・給食費……幼稚園へ支給／毎月※
 - ・教材費・冷暖房費・施設整備費……幼稚園へ支給／毎月※
 - ・入園料……保護者へ直接払い／入園年度の10月下旬または入園翌年度の4月下旬
- ※ 区外園等、一部の園……保護者へ直接払い／10月下旬・翌年度の4月下旬
詳しくは区のHPをご確認ください。



預かり保育料の助成

就労等の理由により保育の必要性があり、認定（新2号・新3号・都認定・区認定）を受けた方は預かり保育料の一部が補助されます。（上限：8月24,000円、その他の月11,300円）
対象となる条件、対象施設等詳しくは区のHPをご確認ください。



問合せ

幼稚園・地域保育課 私立幼稚園第一・第二係
☎ 3880-6147 FAX 3880-5703

▶ 認証保育所の保育料負担軽減（利用者助成）

足立区では、東京都認証保育所の利用者負担を軽減するため「保育料負担軽減（利用者助成）制度」を行っています。利用者は、保育料から軽減上限額を差し引いた金額を施設に支払います。

- 【要件】
- ・利用者・児童がともに足立区在住であること（毎月初日時点で住民票が足立区にあり、その住所に住んでいること）。
 - ・認証保育所と月ごめ保育契約をしていること（区外の認証保育所も含む）。
 - ・月の初日から在籍していること。

【利用手続き】 認証保育所を通じて申請書を足立区に提出してください。

【軽減上限額】 4月1日現在の児童の年齢によって決まります。軽減上限額は以下の表のとおりです。

区分	年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	保育料軽減上限額
A	1	課税世帯	-	第1子	40,000円
	2			第2子以降	67,000円
B	1	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定有り	第1子	67,000円
	2			第2子以降	67,000円
C	1		認定無し	第1子	42,000円
	2			第2子以降	67,000円
D	1	3～5歳児	認定有り	第1子	57,000円
	2			第2子以降	57,000円
E	1	全世帯	認定無し	第1子	37,000円
	2			第2子以降	57,000円

【注意事項】

- (1) 保育の必要性の認定については、施設利用開始前までに区役所に別途申請が必要です。認定にあたっては、就労等の要件（認可保育所等と同等の要件）が必要です。
- (2) 児童の出生順については、生計を同じくする子で判断します。
- (3) 0歳児から2歳児の世帯で住民税が未申告の方は、課税世帯として取扱います。
区のホームページでもご案内しています。

問合せ

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係
☎ 3880-8013 FAX 3880-5703



発達に遅れや心配があるお子さんを預けたいとき

足立区では、発達に遅れや心配があるお子さん、障がいのあるお子さんに対し、それぞれの発育に合わせて保育上必要な配慮や支援を行うために、発達支援児保育を実施しております。申し込み時から相談を受ける体制を整えていますので、入所の申し込みをする前に、お子さんの成長のために必ずご相談ください。

問合せ 保育・入園課 / こども支援センターげんき
 入園第一係～第三係 / 支援管理課 発達支援施策調整担当
 ☎ 3880-5263 FAX 3880-5703 / ☎ 5681-0134 FAX 3852-2864

発達支援児保育とは？
 入所内定後、医師と子どもの発達に知見のある委員により構成された「発達支援委員会」が、お子さんを保育するうえで、どのような配慮や支援が必要かを判断します。実施に当たっては指定された日時にこども支援センターげんきで行われる医師・心理士の面接を受けていただきます。入所後は、心理士等の専門職員と連携し、「発達支援児」として個々のお子さんの成長・発育に合わせた保育を行っていきます。

足立区医療的ケア児情報ポータルサイト

医療的ケアが必要なお子さんを育てるご家族が、足立区で安心して子育てができるように、必要な情報を分野別にまとめて掲載しています。



問合せ 障がい福祉課 障がい施策推進担当
 ☎ 3880-5407 FAX 3880-5754

医療的ケアを必要とするお子さんを預けたいとき

足立区では、指定する区立保育園5園において、1歳以上のクラスで医療的ケアを必要とするお子さんの受入れをしております。安心して預けることができるように、指定する区立保育園には看護師を配置しております。

指定する区立保育園	住所
区立大谷田第一保育園	大谷田 1-1-5-101
区立上沼田保育園	江北 4-17-20-101
区立千住あずま保育園	千住東 2-20-17
区立中島根保育園	島根 2-33-2
区立東綾瀬保育園	東綾瀬 2-12-13

- 保育園で実施可能な医療的行為は、
- ① 経管栄養（経鼻、胃ろう）
 - ② 導尿
 - ③ 痰（たん）吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - ④ 血糖値測定・インスリン注射

医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望される場合は

入所を申し込まれる前に、「医療的ケア児等支援委員会」において、保育園での集団生活が可能であるかの確認が必要です。委員会への申請書類や入所要件の説明等をいたしますので、保育施設に申し込みをする前に必ずこども支援センターげんきへ電話をし、お子さん同伴での面接を受けてください。

なお、令和6年度から区立小学校でも支援を開始しています。小学校での支援をご希望の場合もこども支援センターげんきへの相談が必要となります。詳しくは区のホームページに掲載しているガイドラインをご確認ください。

令和7年度から医療的ケア児の支援がひろがりました

- ◆区立保育園 ～受入れ時間が長くなりました～
 - ① 7：30から18：30までの朝夕保育時間もお預かりします。
 - ② 園外保育への対応がはじまりました。



- ◆区立小学校 ～区立小学校は全校で対応します～
 - ① すべての区立小学校で支援が可能となりました。
 - ② 土曜授業・校外学習（宿泊学習除く）への対応がはじまりました。 小学校ガイドライン

問合せ こども支援センターげんき
 支援管理課 医療的ケア調整担当
 ☎ 5681-0140 FAX 3852-2864

救急



子どもの発達と起こりやすい事故

子どもの事故と発達は密接に関連しています。子どもの発達、発育や行動のパターンを知ることで、大きな事故を防ぐことができます。

ねんねの頃



○ 頭や手足を上手に動かせるようになります。

× 自分で姿勢がかえられないので、とても無防備です。

起こりやすい事故

⚠ うつぶせ寝や窒息

予防 POINT 顔が沈み込むような柔らかい寝具は使わないでください。



⚠ ホットカーペットでの低温やけど

予防 POINT ホットカーペットの上に寝かせないでください。



寝返りの頃



○ 寝返りで移動ができるようになり、視野が広がります。身近にあるものに手を伸ばし、口に入れ、手と舌の感覚で「知覚の基礎」をかためていきます。

× 移動はできますが、事前に危険を避けることができません(何が危険かわかりません)。

起こりやすい事故

⚠ タバコや小さなおもちゃなどの誤飲

予防 POINT 飲み込んだら危ないものは、床から1m以上高い所に置きましょう。



⚠ ベッド、ソファからの転落

予防 POINT 「ちょっとだけ」「寝ているから大丈夫」は危険。気づかないうちに転がってしまいます。必ず柵をするように心がけましょう。



おむわり・はいはい・つかまり立ちの頃



手が開放されるので、色々なものをつかんでみたりします。目についた物にむかって自分で移動し、手につかめる物は口に入れて確かめます。



移動は不安定です。目が離せません。高いところによじ登りますが、おりることができません。注意してもなかなか理解できません。

起こりやすい事故

⚠ 浴槽や洗濯機での転落やおぼれ



予防 POINT 使わないときは水を抜いておいてください。足台になるような物は近くに置かないでください。トイレや洗濯機のふたをゴムバンドでとめるなど工夫をしましょう。

⚠ 階段や椅子からの転落



予防 POINT 階段にはガードを。椅子には安定感のあるものを選んでください。

⚠ ストープやヒーターでの火傷



予防 POINT ストープには柵を。ストープの上にやかんやなべを置かないでください。

⚠ ベビーベッドでの挟まれや窒息



予防 POINT 柵や扉には確実にロックを。ロックが不十分だと寝返りなどで扉が開いてしまうことがあります。



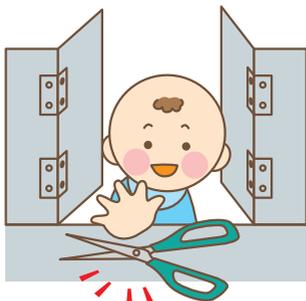
階段を登れるようになり、行動に自信が持てるようになります。外での活動も活発になります。

手先を器用に動かすようになるので、色々なものを大人のまねをして使うようになります。「何でも自分でやってみよう」と思うようになります。

頭が大きく重いため、バランスをうまくとれません。視野が狭く、周りの危険を察知したり、判断できません。

起こりやすい事故

包丁など台所用品による怪我



予防 POINT 扉や引き出しは、開けられないようにロックをつけましょう。

コンセントのいたずらによる感電



予防 POINT コンセントカバーを付けましょう。

コラム 哺乳瓶の煮沸について

電子レンジ・薬液消毒をしている方も、知っておきたい煮沸消毒の仕方

- ① 鍋に水をたっぷり入れて洗った哺乳瓶を沈める。
 - ② 火にかけて、ガラス製なら7分程度（樹脂製の場合は説明書に従いましょう）、乳首・ふた・わくなどは3分程度煮立てる。
 - ③ ビンバサミ等でやけどに注意しながら取り出す。
- * 哺乳瓶を消毒できない場合は、清潔な紙コップで授乳する方法もあります。

(参考：農林水産省ホームページ)

コラム 「乳児用液体ミルク」について

「乳児用液体ミルク」とは、液体状の人工乳で、常温で保存でき、あらかじめ調乳が済んでいるものをいいます。栄養組成は調乳後の粉ミルクと同じです。粉ミルクと違ってお湯に粉を溶かす必要がなくそのまま飲むことができるため、災害時にも有効です。2019年3月に国内での販売が開始され、母乳代替食品のひとつとして、育児負担の軽減や災害時の備えなどでの有用性が注目されています。

足立区では令和7年度より災害備蓄物品として採用することになりました。

<注意点も知っておきましょう>

- ・ 高温や凍結を避け、常温で保管しましょう。
- ・ 味の好みが変わり、飲みたがらない可能性があります。日常から生活に取り入れると、いざという時にも飲んでくれますね。
- ・ 雑菌が繁殖してしまうので、一度開封したら飲み切りましょう。
- ・ 賞味期限は約6か月から1年が目安となりますが、保存容器によって異なりますので、必ず確認しておきましょう。

コラム 乳幼児突然死症候群(SIDS)について

「乳幼児突然死症候群(SIDS)」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまふ原因不明の病気で

SIDSの発生率が低くなる3つのポイント

- ① 1歳までは「あおむけ」に寝かせる
SIDSは睡眠中に起こり、あおむけに寝かせた方が発症率が低いことが研究でわかっています。
- ② できるだけ母乳で育てる
母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。
- ③ たばこをやめる
乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。

(出典：こども家庭庁 ホームページ・啓発リーフレット)



SIDSについて

➤ 異物を飲み込んだら



意識がない場合や、けいれんを起こしている場合は、
すぐに救急車を呼びましょう！

何を飲み込みましたか？

何を飲み込んだか
わからない

または

ボタン電池 硬貨
灯油 ベンジン
マニキュア
除光液 洗剤
酸 漂白剤
樟脳（しょうのう）など

吐かせない

吐かせる

なるべく吐かせて
様子を見る

子どもの救急医療機関を受診する P98.99 参照

* 診療科目の中には、緊急時に受診できないものもあります。

医療機関に
相談する

化学物質、医薬品などの急性中毒専用電話

(財) 日本中毒情報センター 中毒 110 番

化学物質や動植物の毒などによって、実際に急性中毒が発生している場合に
限定して情報提供しています。中毒原因物質の特定は重要ですので、できれば
商品等を手元にお持ちの上、ご連絡ください。

つくば：029-852-9999

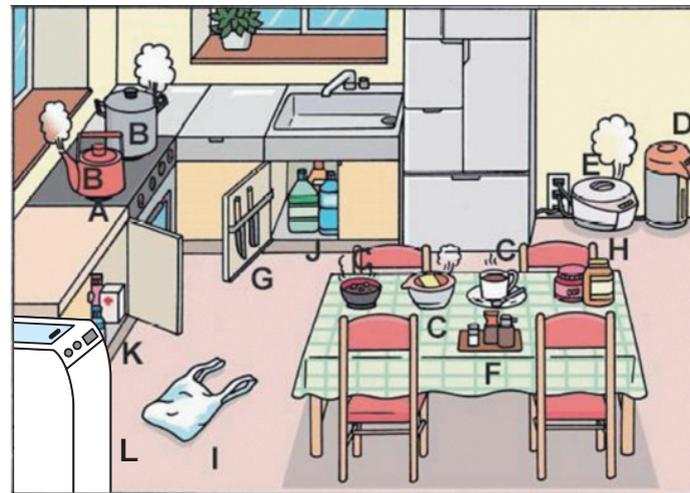
大阪：072-727-2499

たばこ専用電話 072-726-9922

* いずれも365日24時間対応（情報提供料：無料）

身近なところに思わぬ危険が！

一般家庭の住宅モデルの中で事故ポイントをマークしてみました。
たまたま見ていなかったその時に、事故は起こります。「危ない！」
「ダメダメ」と目を離せない監視の毎日では親子共にストレスです。
見ていなくても事故にならないようおうちの点検をお願いします。



やけど…コンロ(A)、コンロの上の鍋やかん(B)、食卓上のラーメン・味噌汁・
コーヒー(C)、ポット(D)、炊飯器の蒸気口(E)、テーブルクロスを引っ張る(F)
切り傷…包丁(G)
打撲…ビンが床に落ちる(H) 溺死…洗濯機(L)
窒息…スーパーの袋(I)
誤飲…洗剤(J)、薬(K)

竹の塚保健センターで事故予防体験!!

「竹の塚保健センター事故予防室」は、家庭で起こりそうな場所につ
いて「見て・触って・わかる」事故予防を体験できる場所です。お子
さんの成長に合わせて部屋の中を見る視点が違ってきます。竹の塚保
健センターで、成長の確認をしつつ「見て・触って・わかる」体験を
してください。

問合せ 竹の塚保健センター ☎3855-5082 FAX 3855-5089

応急手当 (救急車が来るまで)



おぼれ

急に息ができなくなり、顔色が悪くなる (咽頭に詰まっている)。

窒息

ヒューヒュー・ゼーゼーして苦しそうに呼吸する (気管・気管支に詰まっている)。

ゲェゲェという音をさせて、のどや胸が苦しう (食道に詰まっている)。

急にせきこみ、その後静かになるがピーナッツ等を飲んだ形跡がある (気管支に詰まっている)。

詰まっているものを取り除く

救急車を呼ぶ

すばやく

大声で人を呼び協力を求める

すばやく

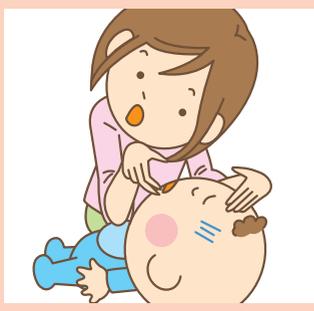
気道の確保をする

呼吸をしていなかったら

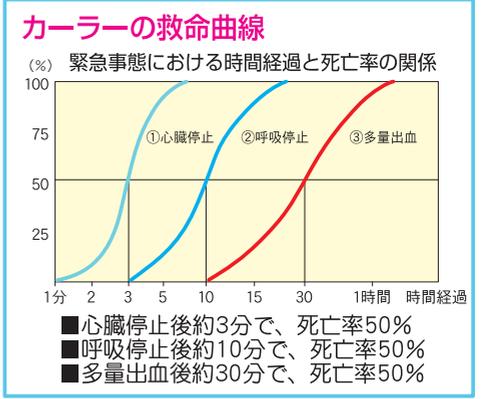
人工呼吸をする

心臓が止まってしまったら

心臓マッサージをする



あごの先の骨に指を当てて、あごの先を持ち上げます (あご先拳上法)。



AEDを使用してください

救急隊到着までに処置をすることで命を救える可能性が高くなります。

AEDの設置施設は区HPで確認できます。

のどにつまった時の吐かせ方

1歳くらいまで
股の間から手を入れて、前ひじにまたがせる。頭が胸よりも低くなるようにして、背中を4~5回平手でたたく。



少し大きいお子さんのとき
うつ伏せにして、膝でお子さんのみぞおちを圧迫するようにし、頭を胸より低くして背中を4~5回平手でたたく。

大きなお子さんの場合は、両腕をお子さんの体にまわし、コブシをおへその上の胃のあたりに当て、上の方へ素早く押しつけます。この方法は1歳未満には行いません。



【休日・夜間の急病などのときの医療機関】

休日応急診療所及び平日夜間小児初期救急診療機関は、発熱や腹痛などの日常的な疾病であって、救急病院への搬送を要しないが、迅速な一次診療が必要な方のための応急診療機関です。本当に必要な人が救急医療機関を利用できるように、皆様のご協力をお願いします。

荒天や、感染症のまん延時などには休診となる可能性があります。また、受診予約は各診療所の窓口受付のみとなります。受診に際して不安のある方は、事前に各診療所に電話いただき、ご相談のうえでお願いいたします。

休日応急診療・平日夜間小児初期救急診療



【足立区休日応急診療所】

診療日は、日曜、祝日、12月30日～1月3日（歯科は12月29日～1月3日）です。土曜日は開いていません。

※ 竹の塚休日応急診療所の準夜間応急診療（17:00～21:00）を休止しています。最新情報はホームページでご確認ください。

名称 / 所在地 / 電話番号	受付時間	診療科目
足立区医師会館休日応急診療所 中央本町 3-4-4（足立区医師会館内） ☎ 3880-1866	10:00～11:30	内科 小児科
	13:00～15:30	
	17:00～21:00	
東部休日応急診療所 大谷田 3-11-13（東部保健センター内） ☎ 3629-7881	10:00～11:30	内科 小児科
	13:00～15:30	
竹の塚休日応急診療所 西竹の塚 1-11-2 エミエルタワー竹の塚 2 階 （竹の塚保健センター内） 内科・小児科 ☎ 3855-5016 歯科 ☎ 3855-5017	10:00～11:30	内科 小児科
	13:00～15:30	
	17:00～21:00 ※	
江北休日応急診療所 西新井本町 2-30-40 （江北保健センター内） ☎ 3896-4010	10:00～11:30	内科 小児科
	13:00～15:30	

◆救急車を呼んだほうがいいか迷ったときは…

電話

- ・ ども医療でんわ相談（夜間・休日）
☎ #8000 または 5285-8898
- ・ 東京消防庁救急相談センター（24 時間・年中無休）
☎ #7119 または 3212-2323

インターネット

- ・ どもの救急（日本小児科学会）



【足立区平日夜間小児初期救急診療機関】

名称 / 所在地 / 電話番号	診療日 / 受付時間	診療科目
足立区医師会館 中央本町 3-4-4 （足立区医師会館内） ☎ 3880-1131	【診療日】 月～金の各日 （休日、12/30 から 1/3 を除く） 【受付時間】 19:30～22:00	小児科

- ※ 小児科のみの診療で、中学生以下のお子さんが対象です。
- ※ 足立区医師会館休日応急診療所と電話番号が異なります。
- ※ 土・日曜日の夜間は小児初期救急診療機関は開いていません。

区内及び隣接区の小児科対応東京都指定二次救急医療機関

令和7年4月1日現在

所在地	医療機関名	所在地 / 電話番号	診療科目
足立区	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1 ☎ 3899-1311	内科系
足立区	東京女子医科大学附属 足立医療センター	足立区江北 4-33-1 ☎ 3857-0111	
葛飾区	東京慈恵会医科大学 葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2 ☎ 3603-2111	内科系
葛飾区	都立東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1 ☎ 5682-5111	小児科
北区	東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56 ☎ 5963-3311	外科系
墨田区	都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15 ☎ 3633-6151	
墨田区	賛育会病院	墨田区太平 3-20-2 ☎ 3622-9191	

受診の際には、マイナ保険証、公費負担の医療証等を忘れずにご持参ください。母子健康手帳、お薬手帳（または服用中の薬）も用意しましょう。



小児科を探したい！

「子どもが急に発熱、これから診てくれるクリニックはどこ？」
 「自宅と保育園の間に位置するようなクリニックを探したい」
 「都合の良い曜日、時間に診察しているクリニックはないかしら」
 「耳鼻科も一緒に診てくれるクリニックを受診したい！」



そんな時は

「医療情報ネット ナビイ」と「医療機関案内サービス ひまわり」で医療機関の検索や問い合わせができます。病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局、小児科のクリニック等をお探しの際は是非ご利用ください。

医療情報ネット ナビイ

【様々なキーワードで探すことができます】

- 地図上で探す 鉄道路線から探す
- 現在地から探す
- 医療機関の名称、住所
- 診療科目、対応可能な診療治療
- 診療日時 休日当番医



医療機関案内サービス ひまわり

☎ 5272-0303 (24時間案内)

聴覚障がい者の方向け専用ファクシミリ
 FAX 5285-8080

外国人患者向け医療情報サービス
 (英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語に対応)
 ☎ 5285-8181 (午前9時から午後8時まで)



妊娠中の悩み

保健予防課妊産婦支援係 ☎ 3880-5405 FAX 3880-5602	妊娠に関する相談や悩みを母子保健コーディネーターが対応します。プライバシーは必ず守ります。
妊娠相談ほっとライン (東京都) ☎ 5339-1133	妊娠に関する相談や悩みを看護師などの専門職が対応します。内容によっては適切な関係機関を紹介します。メール相談も可能です。
妊娠したかも相談@東京 (東京都)	「妊娠したかも？」というときの悩みや疑問に、チャットボット形式でお答えします。24時間365日、誰でも気軽に使えます。

子育てや生活などに悩んだら

子どもと家庭の相談

こども家庭相談室 こども家庭相談課 ☎ 3852-3535 FAX 3889-3400	子育ての悩みや不安など、お子さんとそのご家庭に関する相談を、専門相談員がお話を伺いながら一緒に考えます。相談の内容に応じて、保健・福祉などの適切な相談機関の紹介も行っています。
--	--

家庭の悩み、生活の悩みなど

足立福祉事務所 連絡先、案内図はP104、P105を参照	家庭内の悩み、暴力行為、経済上の悩みなど、母子・父子自立支援員、女性相談支援員がお話を伺います。
--	--

生活や家庭の悩み、複数の困りごとなど

福祉まるごと相談課 (福祉まるごと相談員直通) 東部拠点担当 ☎ 3880-5705 / FAX3880-5714 西部拠点係 ☎ 5888-4571 / FAX3880-5614	仕事や生活、家庭の悩み・困りごとなど、分野や内容を問わず、誰でも・何でもご相談できます。丁寧にお話を受けとめ、困りごとを整理し、各専門分野と連携した支援につなぐなど、どうすれば解決できるかを一緒に考えていきます。
--	--

ひとり親家庭向けの相談



親子支援課 事業係 (豆の木相談室) ☎ 3880-5932 FAX 3880-5573	ひとり親家庭の方、養育者の方、離婚を考えている方の悩みを伺います。また、養育費に関する相談(取り決め方法や公正証書等作成費用の補助など)も受け付けています。
---	--

生活上の相談や子育ての悩みなど

民生委員・児童委員、主任児童委員 福祉管理課 民生係 ☎ 3880-5870 FAX 3880-5614	生活上の相談や子育て、ひとり親家庭の悩みなどのお話を伺い、関係機関とのパイプ役として力になります。個人の秘密は守りますので、安心してご相談ください。民生係にお問い合わせいただき、内容に応じてお近くの民生委員・児童委員、主任児童委員を紹介します。
---	--

発育・発達に不安のあるとき

足立保健所 江北保健センター ※「すこやかプラザ あだち」内に 令和7年4月21日移転予定。 ☎ 3896-4011 FAX 3856-5529 千住保健センター ☎ 3888-4278 FAX 3888-5396 竹の塚保健センター ☎ 3855-5082 FAX 3855-5089 中央本町地域・保健総合支援課 ☎ 3880-5352 FAX 3880-6998 東部保健センター ☎ 3606-4171 FAX 5697-6561	乳幼児の発育及び発達状態や言葉の遅れなどについて、まずは、保健師がお話を伺います。必要に応じて小児の発達専門医による健診（予約制）や心理相談員の個別相談を行います。 ※ 各保健センター等の案内図はP107を参照。
子ども支援センターげんき 支援管理課 発達支援係 ☎ 5681-0134 FAX 3852-2864	0歳から18歳未満の発達に関する悩みや心配事（発達障がいを含む）についての相談を福祉と心理の専門相談員がお受けします。お子さんの個性に応じたかわり方をお伝えし、必要に応じて専門機関をご紹介します。
社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの子ども相談支援センター ☎ 3848-1197 FAX 3848-1191 うめだ・あけぼの学園 ☎ 3848-1190 FAX 3848-1191	【うめだ・あけぼの子ども相談支援センター】 お子さんの育ちに不安や悩みがあったら、ご相談ください。発達についての相談や福祉サービス紹介の相談をお受けします。 【うめだ・あけぼの学園】 小児神経専門医による診察や、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、保育士等のスタッフによる個別・集団での支援を受けられます。
学校法人三幸学園 東京みらい児童発達支援センター （令和7年4月開設予定） ☎ 5615-8045 FAX 5615-8046	【児童発達支援・保育所等訪問支援】 お子さんがいきいきと社会生活や日常生活を過ごせるよう、個別・小集団・集団で支援を行います。通っている保育園や幼稚園等とも連携して支援を進めます。 【障害児相談支援】 お子さんの発達や子育ての悩みについて親身に相談にあたり、サービスの紹介や利用に必要な利用計画を作成します。

児童虐待通告

子ども家庭相談室 子ども家庭相談課 ☎ 3852-3535 FAX 3889-3400	子どもへの虐待が心配なときはご連絡ください。相談者の秘密は守られます。 ・虐待を受けているかもしれない子どもがいる ・子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう ・近くに子育てに悩んでいる人がいる
--	--

※ 足立児童相談所 西新井本町3-8-4 ☎ 3854-1181 ※ 児童相談所全国共通ダイヤル189番

子ども支援センターげんき

（子ども家庭相談室）
梅島 3-28-8



就職したい

ハローワーク足立 千住1-4-1 東京芸術センター6階 ☎ 3870-8609	就職に向けた相談・アドバイスをを行います。 平日 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始は休み
マザーズハローワーク日暮里 荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル5階 ☎ 5850-8611	仕事と子育ての両立を希望している方の就職活動をサポートします。お子様が遊べるチャイルドコーナーを完備、ゆっくり求人検索・相談ができます。 平日 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始は休み

暴力に悩んだら

配偶者等からの暴力は犯罪です。身体的暴力に加え、性的、経済的、精神的、社会的（交友関係の監視・制限など）暴力など、周囲にも自分自身も気づきにくい暴力もあります。まずはご相談ください。

足立区配偶者暴力相談支援センター ☎ 3880-5297	月～金曜日 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）
足立区男女参画プラザ ・女性相談（DV相談） ・男性相談（DV相談） ☎ 3880-5222 FAX 3880-0133	【女性相談（DV相談）】 女性相談員による面談または電話相談 【男性相談（DV相談）】 ・女性相談員による電話相談 ・男性相談員による面談または電話相談 詳細は区ホームページを参照 各1回50分（要予約） 相談時の保育の利用可（要予約）
足立福祉事務所 連絡先、案内図はP104、P105を参照	月～金曜日 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）
東京都女性相談支援センター ☎ 5261-3110	月～金曜日 9:00～21:00 （土・日曜日、祝日、年末年始は17時まで）
東京ウィメンズプラザ	【女性専用】 ☎ 5467-2455 ☎ 5467-1721 （DV専用ダイヤル） 【男性専用】 ☎ 3400-5313
警視庁総合相談センター ☎ #9110 または ☎ 3501-0110	毎日 9:00～21:00 （年末年始を除く） 月・水・木曜日 17:00～20:00 土曜日 14:00～17:00（祝日・年末年始を除く） ※ 必要に応じて面談相談（予約制）も実施
DV相談+（プラス） ☎ 0120-279-889	24時間対応 毎日、24時間対応

◆事件発生時など、緊急性が高い場合は警察（☎110）に通報してください。

▶ 家庭の悩み、生活の悩みなど
足立福祉事務所

1 足立福祉事務所 中央本町4-5-2
 中部第一福祉課 ☎3880-5875 FAX 6806-3017
 中部第二福祉課 ☎3880-5419 FAX 6806-3093

<管轄区域>
中部第一福祉課
 足立1~4丁目、梅田1~8丁目、興野1~2丁目、栗原1~4丁目、関原1~3丁目、西新井1~7丁目、西新井栄町1~3丁目、西新井本町1~5丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、本木1~2丁目
中部第二福祉課
 青井1~6丁目、梅島1~3丁目、弘道1~2丁目、島根1~4丁目、中央本町1~5丁目、西綾瀬1~4丁目、西加平1~2丁目、東六月町、一ツ家1~4丁目、平野1~3丁目、保塚町、南花畑1~4丁目、六月1~3丁目、六町1~4丁目

2 足立福祉事務所 千住福祉課
 千住仲町19-3 ☎3888-3142 FAX 3888-5344

<管轄区域>
 小台1~2丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1~2丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1~2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住仲町、千住中居町、千住橋戸町、千住緑町1~3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住1~5丁目、日ノ出町、宮城1~2丁目、柳原1~2丁目

3 足立福祉事務所 東部福祉課
 東綾瀬1-26-2 ☎3605-7129 FAX 5697-6560

<管轄区域>
 綾瀬1~7丁目、大谷田1~5丁目、加平1~3丁目、北加平町、佐野1~2丁目、神明1~3丁目、神明南1~2丁目、辰沼1~2丁目、東和1~5丁目、中川1~5丁目、東綾瀬1~3丁目、六木1~4丁目、谷中1~5丁目

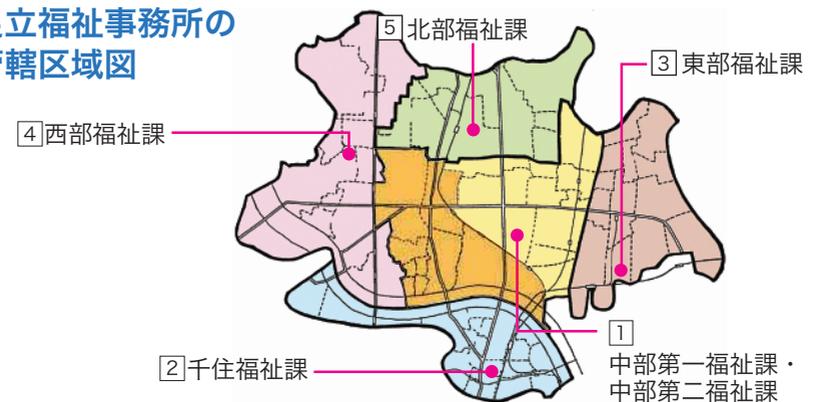
4 足立福祉事務所 西部福祉課
 鹿浜8-27-15 ☎3897-5013 FAX 3856-7229

<管轄区域>
 入谷1~9丁目、入谷町、扇1~3丁目、加賀1~2丁目、江北1~7丁目、古千谷1~2丁目、古千谷本町1~4丁目、血沼1~3丁目、鹿浜1~8丁目、新田1~3丁目、椿1~2丁目、舎人1~6丁目、舎人町、舎人公園、堀之内1~2丁目、谷在家1~3丁目

5 足立福祉事務所 北部福祉課
 竹の塚2-25-17 ☎5831-5797 FAX 3860-5077

<管轄区域>
 伊興1~5丁目、伊興本町1~2丁目、竹の塚1~7丁目、西伊興町、西伊興1~4丁目、西竹の塚1~2丁目、西保木間1~4丁目、花畑1~8丁目、東伊興1~4丁目、東保木間1~2丁目、保木間1~5丁目、南花畑5丁目

足立福祉事務所の管轄区域図



足立保健所（各保健センター等）

地域を担当する保健師・歯科衛生士・栄養士が、妊娠中から産後の育児など子育ての相談や、ご家族のこころとからだの健康に関するご相談をお受けしています。最寄りの各保健センター等にお問い合わせください。

江 北：江北保健センター 竹 の 塚：竹の塚保健センター 東 部：東部保健センター
千 住：千住保健センター 中央本町：中央本町地域・保健総合支援課

	町 名	管 轄
ア	青井 1～6丁目	中央本町
	足立 1～4丁目	
	綾瀬 1～7丁目	東部
イ	伊興 1～5丁目	竹の塚
	伊興本町 1～2丁目	
	入谷 1～9丁目 ※1	
	入谷町	
ウ	梅島 1～3丁目	中央本町
	梅田 1～8丁目	
オ	扇 1～3丁目	江北
	大谷田 1～5丁目	東部
	興野 1～2丁目	江北
	小台 1～2丁目	千住
カ	加賀 1～2丁目	江北
	加平 1～3丁目	東部
キ	北加平町	東部
ク	栗原 1～4丁目	竹の塚
コ	弘道 1～2丁目	中央本町
	江北 1～7丁目	江北
	古千谷 1～2丁目	竹の塚
	古千谷本町 1～4丁目	
サ	佐野 1～2丁目	東部
	血沼 1～3丁目	江北
シ	鹿浜 1～8丁目	江北
	島根 1～4丁目 ※2	竹の塚
	新田 1～3丁目	江北
	神明 1～3丁目	東部
	神明南 1～2丁目	
	関原 1～3丁目	
セ	千住 1～5丁目	千住
	千住曙町	
	千住旭町	
	千住東 1～2丁目	
	千住大川町	
	千住河原町	
	千住寿町	
	千住桜木 1～2丁目	

	町 名	管 轄
セ	千住関屋町	千住
	千住龍田町	
	千住中居町	
	千住仲町	
	千住橋戸町	
	千住緑町 1～3丁目	
	千住宮元町	
	千住元町	
	千住柳町	
	タ	
辰沼 1～2丁目		東部
中央本町 1～5丁目		中央本町
チ	椿 1～2丁目	江北
ツ	東和 1～5丁目	東部
	舎人 1～6丁目 ※1	竹の塚
	舎人公園	
ト	舎人町	竹の塚
ナ	中川 1～5丁目	東部
	西綾瀬 1～4丁目	中央本町
	西新井 1・6・7丁目	江北
	西新井 2～5丁目	竹の塚
	西新井栄町 1～2丁目	中央本町
	西新井栄町 3丁目	江北
	西新井本町 1～5丁目	
	西伊興 1～4丁目	
ニ	西伊興町	竹の塚
	西加平 1～2丁目	中央本町
	西竹の塚 1～2丁目	竹の塚
	西保木間 1～4丁目	
	花畑 1～8丁目	
	ハ	東綾瀬 1～3丁目
東伊興 1～4丁目		竹の塚
東保木間 1～2丁目		
東六月町		
一ツ家 1～4丁目		中央本町
ヒ	日ノ出町	千住
	平野 1～3丁目	中央本町

	町 名	管 轄
ホ	保木間 1～5丁目	竹の塚
	保塚町	
	堀之内 1～2丁目	江北
ミ	南花畑 1～5丁目	竹の塚
	宮城 1～2丁目	千住
ム	六木 1～4丁目	東部
モ	本木 1～2丁目	江北
	本木北町	
	本木西町	
	本木東町	
ヤ	本木南町	江北
	谷在家 1～3丁目	
	谷中 1～5丁目	
リ	柳原 1～2丁目	千住
	六月 1～3丁目	竹の塚
	六町 1～4丁目	

江北保健センター ※「すこやかプラザ あだち」内に令和7年4月21日移転予定
西新井本町2-30-40 ☎3896-4004 FAX 3856-5529

千住保健センター
千住仲町19-3 千住庁舎 ☎3888-4277 FAX 3888-5396

※ 最新の情報は、区ホームページをご覧ください。

竹の塚保健センター
西竹の塚1-11-2 エミエルタワー竹の塚2階
☎3855-5082 FAX 3855-5089

中央本町地域・保健総合支援課
中央本町1-5-3 足立保健所内
☎3880-5352 FAX 3880-6998

東部保健センター
大谷田3-11-13 ※一時移転中
3606-4171 FAX 5697-6561

※1 令和7年4月21日より、江北保健センターへ管轄区域変更予定。
※2 令和7年4月21日より、中央本町地域・保健総合支援課へ管轄区域変更予定。